

連絡先：交通部安全課航行指導室  
課長補佐 安尾 博志(やすお ひろし)  
電話：03-3591-6361(代表)  
内線6401

平成19年8月31日  
海上保安庁

## 交通政策審議会第13回海事分科会の開催について

海上保安庁では、船舶交通の安全性と効率性が両立した船舶交通環境の維持・向上を図るため、交通政策審議会委員及び海事に造詣が深い学識経験者等から意見を伺い、その方向性を取りまとめるため、標記分科会を以下のとおり開催します。

海上保安庁では、船舶交通安全政策として、交通ルール・航行規制等の安全制度と、航路標識等の航行援助システムの整備、運用により、船舶交通の安全の確保と船舶の運航効率の向上の実現に向けて取り組んでまいりました。

今般、東京湾における第三海堡の撤去及び中ノ瀬航路の浚渫、伊勢湾における中山水道開発保全航路の浚渫及び海上交通センターの運用開始を踏まえ、ふくそう海域における海上交通規制等の見直しを行うとともに、海洋基本法の制定により、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとして海上輸送の確保及び海洋の安全の確保のための措置を講ずるものとされたこと、また、船舶航行を援助するAIS(船舶自動識別装置)の普及やAIS 陸上局の整備等による航行環境の変化など、今日の船舶交通の置かれた状況を踏まえて新たな船舶交通安全政策の検討を開始する必要があります。

つきましては、海上交通規制等の見直し及び新たな船舶交通安全政策の方向性及び具体的施策について、交通政策審議会委員及び学識経験者等により審議を戴きたく、第13回交通政策審議会海事分科会を開催します。

1. 期日 平成19年9月4日(火)13:30～

2. 場所 中央合同庁舎3号館 4階特別会議室

3. 議題 (諮問第57号)

東京湾及び伊勢湾における海上交通規制等の見直しについて

(諮問第58号)

AIS(船舶自動識別装置)の整備等を踏まえた新たな船舶交通安全政策のあり方について

4. 出席者 海上保安庁長官(代理 次長)、交通部長、他(委員等は別紙のとおり)

5. 取材関係 (1) カメラ撮影は海事分科会冒頭(10分程度)のみ可能。

(2) 傍聴を希望される社は、9月3日(月)午後2時までに、海上保安庁交通部安全課航行指導室海務第二係 田川(直通:03-3591-6361又は内線6421)へ、社名、所属、記者名及び連絡先を登録して下さい。(当日変更可)

(3) 議事録は、作成次第国土交通省のホームページにて公開します。

## 交通政策審議会海事分科会委員名簿

(敬称略、会長を除いて五十音順)

## 海事分科会委員

会 長 馬 田 一 (社)日本鉄鋼連盟会長  
浅 野 正 一 郎 国立情報学研究所教授  
杉 山 武 彦 国立大学法人一橋大学学長  
杉 山 雅 洋 早稲田大学大学院商学学術院教授  
松 田 英 三 (株)読売新聞社論説副委員長  
宮 下 正 美 全日本交通運輸産業労働組合協議会議長  
山 村 レイコ エッセイスト・国際ラリーライダー

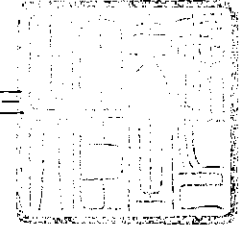
## 海事分科会臨時委員

芦 見 信 孝 日本水先人会連合会会長  
今 津 隼 馬 国立大学法人東京海洋大学副学長  
上 野 孝 日本内航海運組合総連合会会長  
庄 司 る り 国立大学法人東京海洋大学講師  
関 根 康 外国船舶協会専務理事  
戸 田 邦 司 (財)日本海洋レジャー安全・振興協会会長  
中 須 勇 雄 (社)大日本水産会会長  
服 部 郁 弘 全国漁業協同組合連合会代表理事会長  
藤 澤 洋 二 全日本海員組合長  
前 川 弘 幸 (社)日本船主協会会長  
松 浦 道 夫 (社)日本海難防止協会理事長  
村 木 文 郎 (社)日本旅客船協会会長  
森 本 靖 之 (社)日本船長協会会長  
山 崎 達 光 (財)日本セーリング連盟会長

国交政審(海) 第3号  
平成19年8月28日

交通政策審議会  
会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三



交通政策審議会への諮問について

海上交通安全法第36条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第57号

東京湾及び伊勢湾における海上交通規制等の見直しについて

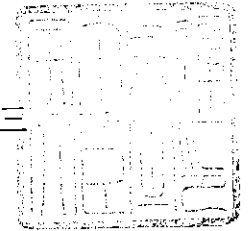
諮問理由

東京湾においては、第三海堡の撤去及び中ノ瀬航路の浚渫が概ね完了し、伊勢湾においては、伊勢湾海上交通センターの運用が開始され、中山水道開発保全航路の浚渫が完了している。このように、両湾において船舶交通をとりまく環境に変化が生じるため、海上交通規制等について見直しを行ったところ、海上交通安全法に定める交通規制の改廃が必要であることから、同法第36条の規定に基づき、同法の施行に関する重要事項として本審議会の御意見を賜りたく、諮問するものである。

国交政審(海) 第3号  
平成19年8月28日

交通政策審議会  
会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三



### 交通政策審議会への諮問について

国土交通省設置法第14条第1項第1号の規定に基づき、下記事項について諮問する。

#### 記

#### 諮問第58号

AIS（船舶自動識別装置）の整備等を踏まえた新たな船舶交通安全政策のあり方について

#### 諮問理由

我が国における海難隻数、海難に伴う死者・行方不明者等は、様々な海難防止活動を行っている中で横ばい傾向で推移し、毎年貴重な人命・財産が失われている。また、今後も、船舶の大型化・高速化の進展、外国籍船の増加、内航船舶における高齢化・厳しい労働環境、プレジャーボート免許保有者の増加等により潜在的な海難のリスクが高まっていくものと考えられる。

一方で、今般施行された海洋基本法においては、国の責務のひとつとして、効率的かつ安定的な海上輸送の確保及び海洋の安全の確保のために必要な措置を講ずることを求めている。

現在、海上保安庁では、平成20年度までに我が国の全沿岸域を対象にAIS陸上局を整備することとしており、リアルタイムでの船舶の動静把握や危険情報の提供業務を順次拡大しているところである。

このような状況の中で、安全性と効率性が両立した船舶交通環境の維持・向上を図るため、航行環境の変化、AISの整備の進展等を踏まえ、新たな船舶交通安全政策の方向性及び具体的施策について、本審議会の御意見を賜りたく、諮問するものである。